

9月は同和問題啓発強調月間です

ふれあいのまち 差別のないまち

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539

生まれたところや住んでいるところによって理不尽な差別を受ける同和問題。これまでのさまざまな取り組みによって、生活環境は大きく改善されましたが、就職や結婚、家の購入などの場面で、誤った認識や偏見による差別が今もなお残っています。

同和問題を正しく理解し、偏見にとらわれず、
一人一人の人権が尊重されるよう自分の意思で行動することが大切です

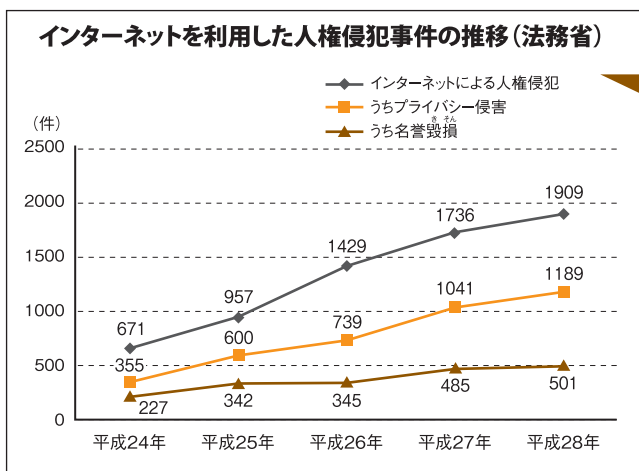
部落差別解消推進法について

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在する状況をふまえ、部落差別は絶対に許されないという認識のもと、差別のない社会の実現を目的としています。

インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう

コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネット上でのいじめやプライバシーの侵害につながる情報も流れています。

インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとりましょう。



【インターネット上の人権侵害】

- ・他人への中傷や侮辱
- ・無責任なうわさ、特定の個人に関する情報の無断掲示
- ・差別的な書き込み など

インターネット上で人権侵害をされたときは…

プロバイダーなどに情報の削除を依頼できます。被害者自身で削除を求めることが難しい場合は、法務局へ相談ください。

問 大津地方法務局 長浜支局 ☎0749-62-0565

啓発行事のお知らせ

同和問題啓発強調月間に合わせて県と市で集中的に啓発行事を実施します。

街頭啓発

日時 9月3日(月)
場所 JR米原駅ほか、市内各地の店舗等

じんけんフェスタしが2018

日時 9月17日(月・祝) 13時～16時 **入場無料・申込不要**
場所 ピアザ淡海 県立県民交流センター(大津市におの浜1-1-20)
内容 『「ちがい」を持つ人々との素敵な日々に向けて』をテーマにしたロバート・キャンベル氏(日本文学研究者、国文学研究資料館館長、人間文化研究機構 副機構長)による記念講演など

